

大阪広域水道企業団議会の議決を要する重要な公の施設に関する条例
をここに公布する。

平成23年 7 月 25 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第30号

大阪広域水道企業団議会の議決を要する重要な公の施設に
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議決を要する重要な公の施設の長期かつ独占的な利用又は廃止に関し必要な事項を定めるものとする。

(重要な公の施設)

第2条 水道事業施設について、5年を超える期間にわたり独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を得なければならない。

(特に重要な公の施設)

第3条 水道事業施設について、これを廃止し、又は10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせるときは、法第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。